

一般財団法人十勝エコロジーパーク財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人十勝エコロジーパーク財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道河東郡音更町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すぐれた十勝の自然と人間との豊かな共生を目指すとともに、人材の育成と川の文化を次代に伝えるため、十勝エコロジーパークを拠点とした事業を推進し、もって、地域の振興と人々の快適な生活環境づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自然観察会及び体験活動をとおした人材育成と青少年の健全育成事業
- (2) 自然環境の保全、形成に資する普及啓発及び調査研究事業
- (3) 十勝エコロジーパークの整備及び管理・運営事業
- (4) 十勝エコロジーパークの利用促進を図り地域振興・活性化に資する事業
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第7条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第8条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(特定費用準備資金等)

第 9 条 この法人の特定費用準備資金及び資産の取得又は改良に充てるため保有する資金の取り扱いについては、理事会の議決により別に定める取扱規程による。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 10 条 この法人に、評議員 10 人以上 14 人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

(任 期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第 10 条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規則による。

第 5 章 評議員会

(構 成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 16 条 この法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議 長)

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員並びに理事の内各1名が、記名押印をするものとする。

第6章 役 員

(役 員)

第 21 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上13名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第 28 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員責任限度契約)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

2 責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に、理事会をおく。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと見なす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この法人は、評議員会の決議によって定款を変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解 散)

第 37 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この法人が清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国又は地方公共団体若しくはこの法人と類似の目的を有する団体に帰属するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 40 条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 41 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める機関(理事会及び評議員会)の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び収支計算書等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議により別に

定める情報公開規則によるものとする。

第11章 雑則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は高橋勝坦及び藤本長章とし、業務執行理事は佐々木克弘とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この法人の最初の評議員は次に掲げるものとする。

シ 氏	メイ 名		
ヨネ 米	ザワ 沢	ノリ 則	ヒサ 寿
テラ 寺	ヤマ 山	ケン 憲	ジ 二
オカ 岡	タ 田	カズ 和	オ 夫
カツ 勝	イ 井	カツ 勝	マル 丸
ミヤ 宮	グチ 口		タクシ 孝
ミズ 水	サワ 澤	カズ 一	ヒロ 廣
タカ 高	ハシ 橋	マサ 正	オ 夫
ノ 野	ハラ 原	カツ 一	ノリ 登
ササ 笹	イ 井	キヨ 清	シ 志
ナカ 中	ムラ 村	ヒロ 浩	カズ 和
ナカツガワ 中津川	タケ 武	ヒデ 秀	
トコロ 所	ノリ 紀	オ 夫	

別表

基本財産(法人の目的である事業を行うために不可欠な財産) (第5条関係)

財産種別	場所・数量等
・ 不可欠基本財産 建物	木造亜鉛メッキ鋼板葺 3階建 359.39 m ² 帯広市東15条南4丁目1番地73地先
定期預金 (北海道銀行定期預金) (音更農業協同組合定期預金) (木野農業協同組合定期預金) (木野農業協同組合定期預金)	31,000,000 円 (10,000,000 円) (10,000,000 円) (10,000,000 円) (1,000,000 円)